

取引所外国為替証拠金取引規定

(ひまわり証券の大証F X取引規定)

第1条（本規定の主旨）

本規定は、ひまわり証券株式会社（以下「当社」という。）で行う大阪証券取引所が取扱う取引所外国為替証拠金取引（以下「大証F X取引」という。）に関する重要な取り決めであり、お客様は以下の条項にご同意いただくものとします。

2 お客様は、大証F X取引を行うに当たっては、この規定によるほか、関係法令諸規則、当社各規定等を遵守するものとします。

第2条（口座開設）

お客様は以下の要件をすべて満たす場合に大証F X取引口座の申し込みを行うことができるものとします。

- ① 既に総合取引口座を開設又は開設の申し込みを行っていること
- ② 金融資産を概ね 50 万円以上有していること
- ③ レバレッジ取引（信用取引、先物取引等）の経験、又は6ヶ月以上の株式取引の経験があること
- ④ 大証F X取引制度、当社の大証F X取引ルール及び大証F X取引のリスクを理解し、本規定及び大証F X取引口座設定約諾書等の内容を承諾していること
- ⑤ 住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む）等当社の定める事項が正しく登録されていること
- ⑥ 電話により常時連絡が直接とれること
- ⑦ インターネット取引による大証F X取引口座を申し込む場合は、本規定及び取引説明書の交付については、書面の交付に代えて当社が別途定める電子交付サービスを利用すること

2. 当社は上記要件及び口座開設基準に基づき社内審査により当社が承認した場合に限り、口座開設ができるものとします。社内審査の結果口座開設をお断りする場合は、その理由について一切開示しないものとします。

3. 当社が口座開設を承諾したお客様であっても、当社所定の契約書が差し入れられない場合は、口座開設はできないものとします。

第3条（取扱通貨）

お客様が売買注文を委託できる取引は、当社が別途定める通貨ペアとします。

第4条（建玉の上限）

お客様の建玉の上限は、当社が別途定めるものとします。

2. 前項の規定に関わらず、当社が必要と認める場合は、お客様の建玉の上限数量は当社が任意に定める事が出来るものとします。

第5条（注文の上限）

大証F X取引における注文上限は、当社が別途定めるものとします。

第6条（取引手数料）

取引手数料は、当社が別途定めるものとします。

第7条（必要証拠金）

必要証拠金は当社が別途定めるものとします。

2. 前項の必要証拠金はすべて現金（日本円のみ）で差し入れるものとします。

第8条（緊急証拠金）

前条で規定する必要証拠金については、相場の急激な変動等により、当社が必要と認める場合は、当社が任意で設定する緊急証拠金を適用するものとします。

第9条（必要証拠金の差入れ）

お客様が新規に注文を発注する場合は、予め当該注文に対応する必要証拠金額以上の証拠金を差し入れるものとします。

2. お客様が転売又は買戻しの注文を発注する場合は、当該注文の約定成立にともないお客様の差し入れている証拠金が必要証拠金を下回るときは、予めその不足額を当社に差し入れるものとします。

3. お客様が差し入れた証拠金が、その注文数量に対応する必要証拠金に満たない場合は、当社は当該注文を受け付けないものとします。また新規建玉、建玉を転売又は買戻しをした結果、お客様の差入証拠金が必要証拠金を下回るときは、当社の定める期日までにその不足額を当社に差し入れるものとします。

第10条（有効証拠金額の計算）

有効証拠金額は、お客様から証拠金として差し入れられた金銭又は預託された金銭の額に、建玉の評価損益などの現金授受予定額を加算または減算した額とします。

※ 現金授受予定額とは、計算上の損益額及び決済による損益額のうちお客様との間で授受を終了していない金銭の合計額から、当社が必要と認める手数料を差し引いた額をいいます。

※ 計算上の損益額とは、取引所が定める清算数値及びスワップポイント基準額により計算した評価損益額から計算上の利益の払出額を差し引いた額をいい、外貨同士の取引については、米ドル建の損益を米ドル円取引の清算数値で円価額に換算します。

第11条（計算上の利益の引出し）

お客様の建玉に係る計算上の利益（評価益）は引き出しできないものとします。

第12条（追加証拠金）

差入証拠金が必要証拠金を下回り不足額が発生した場合は、当該不足額発生日の翌営業日15時まで必要証拠金に達するまでの額以上の追加証拠金（追証）を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとします。

第13条（強制反対売買及びロスカット）

第9条第3項若しくは前条の規定により当該不足額発生日の翌営業日の15時までに不足額をご入金（追加差入れ）いただけなかった場合、当該不足額発生日の翌営業日16時以降、お客様の全建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買し決済できるものとします。

2 前項の規定に関わらず、お客様の建玉に対する証拠金の有効比率が、当社規定の比率（35%）を下回った場合には、お客様の全建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買し決済（ロスカット）できるものとします。

第14条（MR Fの解約）

大証F X取引を行うに当たっては、MR Fのご利用はできないものとします。またMR Fを既に申し込まれている場合は、大証F X取引口座の開設と同時にMR Fの解約の申し込みがあったものとして取扱うものとします。

第15条（申込事項等の変更）

申込書の記載事項等に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出るものとします。

第16条（大証F X取引の禁止・口座解約）

お客様が、法令諸規則、総合証券取引約款、本規定、大証F X取引説明書又は大証F X取引口座設定約諾書の規定に違反した場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちに大証F X取引を禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。

2 大証F X取引口座のみの解約は受け付けておりません。証券総合口座の解約時に大証F X取引口座も解約されます。

第17条（本規定の改定）

本規定は、法令諸規則の変更又はその他変更の必要が生じた場合は、予告なく改定されることがあります。

2. 本規定が改定される場合は、当社は速やかにその内容をお客様へ通知するものとします。

3. 前項の通知がお客様へなされた後の売買注文その他一切の行為は、本規定の改定を承認して行われたものとします。

規定に関する補足

ここでは、ひまわり証券の大証F X取引規定に関する「当社が定める事項」について補足致します。

第3条（取扱通貨）

お客様が売買注文を委託できる取引は、当社が別途定める通貨ペアとします。

大証F X取引の取扱銘柄は以下の通りです。

米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円、スイス/円、カナダドル/円、NZドル/円、ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル

第4条（建玉の上限）

1. お客様の建玉の上限は、当社が別途定めるものとします。

原則、証拠金10億円で建玉できる枚数が上限となります。

第5条（注文の上限）

大証F X取引における注文上限は、当社が別途定めるものとします。

1回の注文あたり500枚までとなります。

第6条（取引手数料）

取引手数料は、当社が別途定めるものとします。

・インターネット取引：1枚あたり片道190円

（ただし、月間の累計取引枚数に応じ、以下の条件を満たした日の翌営業日から当月最終営業日まで手数料が値引きされるボリュームディスカウントを行っております。）

1ヶ月の累計取引枚数	1枚あたりの片道手数料
1～500枚	190円
501～1,000枚	147円
1,001～3,000枚	126円
3,001枚以上	105円

※ 月内最終営業日に条件を満たした場合、割引手数料の適用はありません。

※ 翌月最初の営業日に累積枚数はリセットされます。

・コールセンター取引：1枚あたり片道1,900円

第7条（必要証拠金）

必要証拠金は当社が別途定めるものとします。

- 取引所が要求する額の総額とし、すべて現金で差し入れなければなりません。
- 必要証拠金：同一通貨ペアで売建玉と買建玉のうち、数量の多い方の建玉に対して取引所が定める建玉1枚あたりの最低限必要な金額（証拠金基準額）を掛けた金額となります。

以上

H22.3.4